

令和7年度 大牟田市立松原中学校いじめ防止基本方針

1 基本方針

- 「いじめ防止対策推進法」の趣旨にそった教育活動を実施する。
- すべての生徒を対象とした「未然防止」、「早期対応」を実施する。
- すべての生徒が「きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められるという実感をもつ教育活動」を実施する。

- いじめ防止の取組のポイント
 - ☆ いじめを生まない教育活動（道徳の時間、体験活動、総合的な学習の時間）
 - ☆ 規律・学力・自己有用感（心の居場所づくり、絆づくり）
 - ☆ 未然防止、早期発見、早期報告（認知件数）・早期対応・継続的な取組

2 いじめ防止対策委員会（校内）

（1）組織：校内いじめ問題対策委員会（生徒指導委員会・不登校対策委員会）

- 校長、教頭、生徒指導主事、補導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、生徒支援加配教諭を基本とし、SC、SSW、必要な場合は学年主任や担任を参加させる。（拡大生徒指導委員会）

（2）役割

- 週一回の生徒指導委員会を、毎月一回校内いじめ問題対策委員会に変更して実施し、いじめ情報の報告、不登校生徒の対応、全体的な指導方法の検討等を行う。
- 委員会で出された問題点については、全教師が常に学校の現状を把握できるように、委員会出席者による学年への報告、職員会議で定期的に情報を職員間で共有する。
- 生徒の意識や生活状況を積極的に把握するために、定期的なアンケートや松原ノート（家庭学習ノート）での生徒と教師のコメント交換を実施する。
- 生徒の内面理解を進めるために、生徒支援加配教諭、教育相談係、養護教諭、SC、SSW、との連携を深め、生徒の状況を多角的な視点で捉える。
- 問題行動等には、学年を中心として迅速で適切な対応を実施する。
- 最終意志決定者は、学校長である。

3 学校いじめ防止対策委員会（校外・年間3回）

（1）組織：学校いじめ防止対策委員会

- 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、補導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、生徒支援加配教諭、SC、SSW、保護者代表（PTA会長）

（2）役割

- 校内のいじめ防止対策を推進することを目的に、学期1回又は校長が必要と認めたときに開催する。

4 いじめへの学校の対応

(1) 未然防止の取組

① 教育課程の充実

○ 各教科

- ・他者と協働し、主体的に課題解決に望む生徒の育成に取り組み、授業改善を行う。
- ・全員一回の公開授業を行い、互いに授業を参観する。（研究推進委員会との連携）
- ・授業規律の徹底を図る。（生徒会活動との連携）
- ・教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動に注意する。（職員研修会）

○ 道徳、特別活動、総合的な学習の時間 「教育指導計画の内容項目で」

- ・いじめ問題については、どの学級においても指導を実施する。
- ・外部講師等を招いて講演会を実施する。
- ・友人関係、集団づくり、社会性の育成などに係わる「絆づくり」活動を計画する。
- ・社会体験、交流体験の機会を計画的に実施する。
- ・自己有用感を育てる活動を計画する。

○ 生徒会活動の取組

- ・自分の問題として捉える、自分たちにできる取組を実施する。

○ 部活動

- ・部活動においても自己有用感を育てる活動をする。

○ 小中連携

- ・合同研修会等を通じた、生徒指導担当・生徒支援・養護教諭による連携の推進を図る。

② 指導体制の充実

○ 生徒指導委員会との連携で

- ・情報の共有を図る。（5W1H：いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように）
- ・生徒の些細な変化や細かな気づきは、情報を集約する。

○ 職員研修で

- ・定期的な研修会（講師招聘）を教育指導計画の中に位置づける。
- ・外部研修参加を推進する。

○ いじめ・不登校防止子どもプロジェクト会議との連携

○ 松原中PTA活動との連携

○ その他外部機関との連携

（２）早期発見と早期対応の取組

① 早期発見・相談体制

- SC や SSW の活用、教育相談係、生徒支援加配教諭との連携
 - ・学級担任による教育相談（各学期）の実施
 - ・部活動顧問との連携
- アンケート（別紙・行動計画参照）
 - ・定期的なアンケート
 - （ア）生徒向けアンケート
 - （イ）職員向けアンケート
 - （ウ）保護者向けアンケート
 - ・現状を把握するためのアンケート
- 生徒観察と情報交換、共有

② 早期対応

- 生徒指導委員会を中心にした組織的な対応
 - ・情報の共有を図る。５Ｗ１Ｈ（いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように）
 - ・生徒の些細な変化や細かな気づきは、情報を集約し、早期に対応する。

③ 関係機関との連携

- 教育上の指導を実施しても十分な効果が困難な場合
 - ・学校設置者と連絡を取り所轄警察署やその他関係機関と相談しながら対処する。
- 生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じる場合
 - ・所轄警察署に通報し、適切に援助を要請する。
- ネット上のいじめの場合
 - ・法務局、地方法務局の協力、所轄警察署への通報、協力要請
- 松原校区教育力向上推進協議会との連携
- 松原中学校ＰＴＡ組織との連携
- 子ども関連施設との連携（子ども家庭支援センター、児童相談所など）
- 幼稚園、保育園、小学校との連携

（３）重大事態への対応「学校設置者の指示による」（別紙参照）

- 速やかな実態把握と教育委員会、ＰＴＡへの報告
- 教育委員会と連携した対応

（４）学校評価

- 「いじめに関する取組」について自己評価、学校関係者評価を実施し、改善する。